

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

記

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員及び運営に関する基準）

第4条 指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第29条第2項（同令第30条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。